

財務省告示第二百四十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年五月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十八年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（五年）（第五十六 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で百六十六億円	百六十六億千八百二十六万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年五月三十日

十 十 十
二 一 発
の 経 利 行
払 過 利 価
込 込 子 率 格
み 子 率 格

額面金額
年一・五パーセント
年金積立金管理運用
人理事長は、払込金額に
次の算式により算出した
第十八号の規定する期日
に払込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{71}{365}$$

十 三
初 期 利 子

平成十八年九月二十日
と、し、次の算式により
金額を支払う。ただし、
が銀行休業日に当たるとき
その翌営業日に支払う。以
次の期日及び第十五号にお
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十 十
八 七 六 五 四
払 払 元 償 償 後 第
込 込 利 還 還 の 二
期 所 金 金 金 期 期
日 支 支 支 支 支 子 以

平成十八年五月三十日
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成二十三年三月二十日
利子を支払う。六月間に
て、その日以前、各支払
を、支払期に属する
毎年三月二十日及び九月
毎月三十日